

社会福祉士養成施設の申請及び届出等について

事 項		<計画書> 1年前までに（※1）	<申請書> 6か月前までに	<申請書> 3か月前までに	<届出書> 1か月以内
新規設置		○	○		
変 更	学 則	修業年限（修業期間）	○	○	
		年間総定員	増加	○	
			減少		○
		学級数	○	○	
		養成課程	○	○	
	学則（その他）				○
	校舎の各室の用途及び面積		○		
	通信養成を行う地域（通信）		○		
	添削その他の指導の方法（通信）		○		
	設置者の名称及び住所				○
	養成施設の名称及び住所				○
	専任教員及び教員要件を有する教員				○
	カリキュラム				○
	実習施設（指導者を含む）の変更				○
面接授業の実施機関における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書（通信）				○	
課程修了の認定の方法（通信）				○	
指定取消			○		
業務報告	毎年5月末までに報告				

※1 計画書が必要な申請については、計画書審査後に申請書提出となります。